

2024年6月4日 第63回 国家戦略特別区域諮問会議

■ 資料 6 国家戦略特区の今後の進め方について（民間議員提出資料）より

3. 国家戦略特区制度を巡る環境変化の中で今後特に取組を要する事項について

① 今回の「地域課題解決連携特区（連携“絆”特区）」の構想においても示されているように、国家戦略特区制度の創設から約 10 年が経過し、我が国を取り巻く経済社会環境が大きく変化する中で、例えば、**国家戦略特区法上の特区支援のための利子補給事業の利用が、限定された制度枠組のために、これまで 2 件の実績しかないなど**、制度当初は、規制改革以外の財政・金融支援などは、総じて重視されていなかった部分があることは否めない。疲弊が進む地方の状況など、厳しさを増す我が国の実情を踏まえると、課題解決に向けた先進的な技術やサービスを活用した先駆的取組は、規制・制度改革に加えて、デジ田交付金など財政・金融面も含めて包括的に後押しし、国と自治体、事業者が連携して新たな経済社会の形を切り拓いていく必要がある。その際、特区地域の事業を念頭に置いた支援のみならず、特区における成果を全国に波及させる観点から、特区地域での事業の成果やそのエビデンスを収集するための取組・支援や、特区事業を立ち上げようとする地域への支援など、特区を通じた規制・制度改革に広がりを持たせる取組も極めて重要となる。

このため、政府においては、地域の声に寄り添いつつ、**前例や制度当初の環境を前提にした現行の仕組みにとらわれず、財政・金融面も含めた効果的な特区に関連する取組の推進のあり方の検討を期待したい。**



■ 岸田総理ご発言（議事要旨より抜粋）

今回、新たに特区指定される自治体では、構想を更に具体化するとともに、全ての特区指定地域が、特色・強みを活かして、継続的に規制改革の提案や制度の活用に努めていただきたいと思います。

民間議員から頂いた貴重な御意見も踏まえ、国家戦略特区制度が、これまで以上に迅速・効果的に結果を出せるよう、自見大臣を先頭に、関係府省はしっかりと取り組むようお願いいたします。

利子補給制度（金融支援）の拡充等

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）～抜粋～

国家戦略特区で認定を受けた事業者が金融機関から低利融資を受けることができる利子補給制度について、対象事業者に係る要件を緩和する〔脚注〕。

〔脚注〕対象事業分野を拡大し（医療、国際、農林水産分野等のみから、地方創生に資する他の分野にも拡大）、その事業者の規模要件を付さない（ベンチャー・中小企業等に限定しない。）。

	地域再生 支援利子補給金	総合特区 支援利子補給金	国家戦略特区 支援利子補給金
根拠法令 【利補開始】	地域再生法 【H20.10～】	総合特別区域法 【H23.8～】	国家戦略特別区域法 【H26.4～】
利子補給率 ／支給期間	最大0.7% / 5年間		
対象融資額 ／融資期間	上限なし（予算の範囲内で割当て） / 5年以上の融資を対象		見直し（要件緩和）
事業者規模	制約なし		
事業分野	投資の誘発、雇用機会の創出など地域経済の活性化や、地域の特定政策課題の解決に資する、 ▶ 多くの事業〔様々な分野の工場等整備（新商品開発等）、歴史的建造物の活用、PFI等〕、 ▶ 多くの分野「物流、環境、交通、社会福祉、子育て支援等」の事業	産業の国際競争力の強化や、地域の活性化に資する、 ▶ 多くの分野「国際、農林水産、観光、エネルギー、物流、情報通信、公共交通、防災、社会福祉、子育て支援等」の事業、 ▶ 様々な分野の工場等整備（新商品開発等）	産業の国際競争力の強化や、国際的な経済活動の拠点形成に資する、 ▶ 3分野「医療、農林水産、国際等」の特定の事業 ▶ 真に必要な事業に絞り込み
累計事業数 (R6.11末)	300件超	450件超	2件

国家戦略特区利子補給制度に係る要件緩和

■対象主体（規模）

ベンチャー・中小事業者

■対象事業

3分野の（医療／農林水産／国際等）の特定の事業で各特区の区域計画に定める事業

税制支援【課税の特例措置】

金融支援【利子補給金】

引き続き重点支援



制度創設から10年

- 我が国を取り巻く国際経済環境の変化
その他の経済社会情勢の変化 へ対応
- 3分野以外の様々な事業（観光／環境／交通／情報通信／福祉／子育て支援／防災など）について、各特区の区域計画に定められてきた実績

見直し（要件緩和）

■対象主体（規模）

規模の制約なし

変更

特区基本方針（閣議決定）

内閣府令／要綱

■対象事業

3分野の特定の事業以外も地域の実情に応じ以下を満たす事業を幅広く対象化（“絞り込み”要件削除）

- 先進的・革新的な事業 &
- 官民金等地域の関係者が連携した戦略的継続性の認められる事業

金融支援【利子補給金】

新たな地域の取組を幅広く後押し

新たに支援

国家戦略特別区域基本方針の一部変更（閣議決定）案について

現状

第六 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画

2. 金融上の支援措置

① 国家戦略特区支援利子補給金の趣旨及び概要

我が国の経済成長のためには、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業が必要である。国家戦略特区支援利子補給金制度は、このような事業を行うものの資金調達が容易ではないベンチャー企業又は中小事業者を支援することで、イノベーションの連鎖を促し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図ることを目的としたものである。

法第 28 条第 1 項により、政府は、認定区域計画に定められている法第 2 条第 2 項第 2 号に規定する事業を行うベンチャー企業等が、当該事業を内閣総理大臣が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）からの資金の借入れを受けて実施する場合に、当該指定金融機関と国家戦略特区支援利子補給金を支給する契約を結ぶことができることとし、予算の範囲内で、国家戦略特区支援利子補給金を支給することとする。

国家戦略特区支援利子補給金の支給率は、貸付残高に対して、内閣総理大臣の定める利率とし、支給期間は認定区域計画に記載された事業に対して、指定金融機関が資金の貸付を最初に行った日から起算して 5 年間とする。

なお、国家戦略特区支援利子補給金の対象事業は、地方公共団体の関与等により、真に必要な事業に絞り込むこととし、その事業内容については、毎年、国家戦略特区支援利子補給金の活用及び法第 2 条第 2 項第 2 号に規定する事業の実施の状況について検討を加え、その結果に基づき、法施行後 3 年以内に必要な措置を講ずる。

一部変更案

(略)

① 規模要件に係る記載を変更

我が国の経済成長のためには、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業が必要である。国家戦略特区支援利子補給金制度は、このような事業を行うものの資金調達が容易ではないベンチャー企業又は中小事業者このような事業を行う事業者を支援することで、イノベーションの連鎖を促し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図ることを目的としたものである。

法第 28 条第 1 項により、政府は、認定区域計画に定められている法第 2 条第 2 項第 2 号に規定する事業を行うベンチャー企業等事業者が、当該事業を内閣総理大臣が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）からの資金の借入れを受けて実施する場合に、当該指定金融機関と国家戦略特区支援利子補給金を支給する契約を結ぶことができることとし、予算の範囲内で、国家戦略特区支援利子補給金を支給することとする。

(略)

② 対象・評価に関する見直し

なお、国家戦略特区支援利子補給金の対象事業は、地方公共団体の関与等により、真に必要な事業に絞り込む必要な事業を支援することとし、その事業内容については、毎年、国家戦略特区支援利子補給金の活用及び法第 2 条第 2 項第 2 号に規定する事業の実施の状況について検討を加え、その結果に基づき、法施行後 3 年以内に毎年度の各区域の評価等を踏まえ、必要な措置を講ずる。